

芦屋市子ども・若者計画（原案）

第1章 計画の策定にあたって

（1） 計画策定の趣旨

子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。その中で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、本市では、平成27年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を策定し、基本理念である「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」を実現するために取り組みを進めてきました。

「第2期 芦屋市子ども・若者計画」は、第1期計画の理念を引継ぐとともに、思春期から30歳代までの不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）※状態に陥ることを予防的に支援するとともに、既存事業の見直しを行い、インターネットなど今日的な課題に注視した新たな計画として策定しました。

※若年無業者（ニート）：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を言います。

（2） 計画の位置付け・対象・期間

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

計画の対象者は、乳幼児期※から学童期※の育ちを踏まえた上で、特に思春期※から、青年期※・ポスト青年期※までの子ども・若者に照準を当てます。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

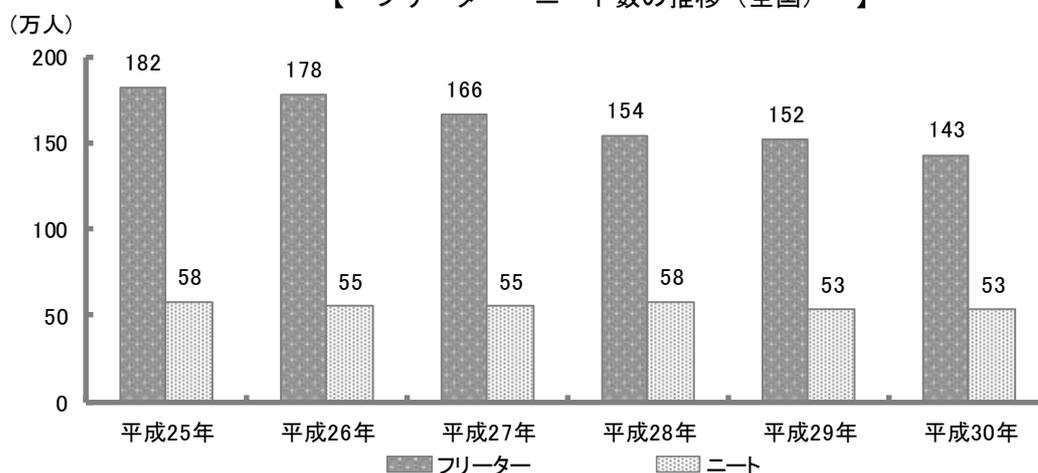
※乳幼児期は義務教育年齢に達するまでの者、学童期は小学生の者、思春期は中学生からおおむね18歳までの者、青年期はおおむね18歳からおおむね30歳未満までの者です。

※ポスト青年期は青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者です。

第2章 子ども・若者を取り巻く状況（全国）

平成25年以降、人口が年々減少していることを背景に、フリーターの数も、減少しています。一方で、若年無業者（ニート）の若者の数は、横ばいとなっています。

【フリーター・ニート数の推移（全国）】

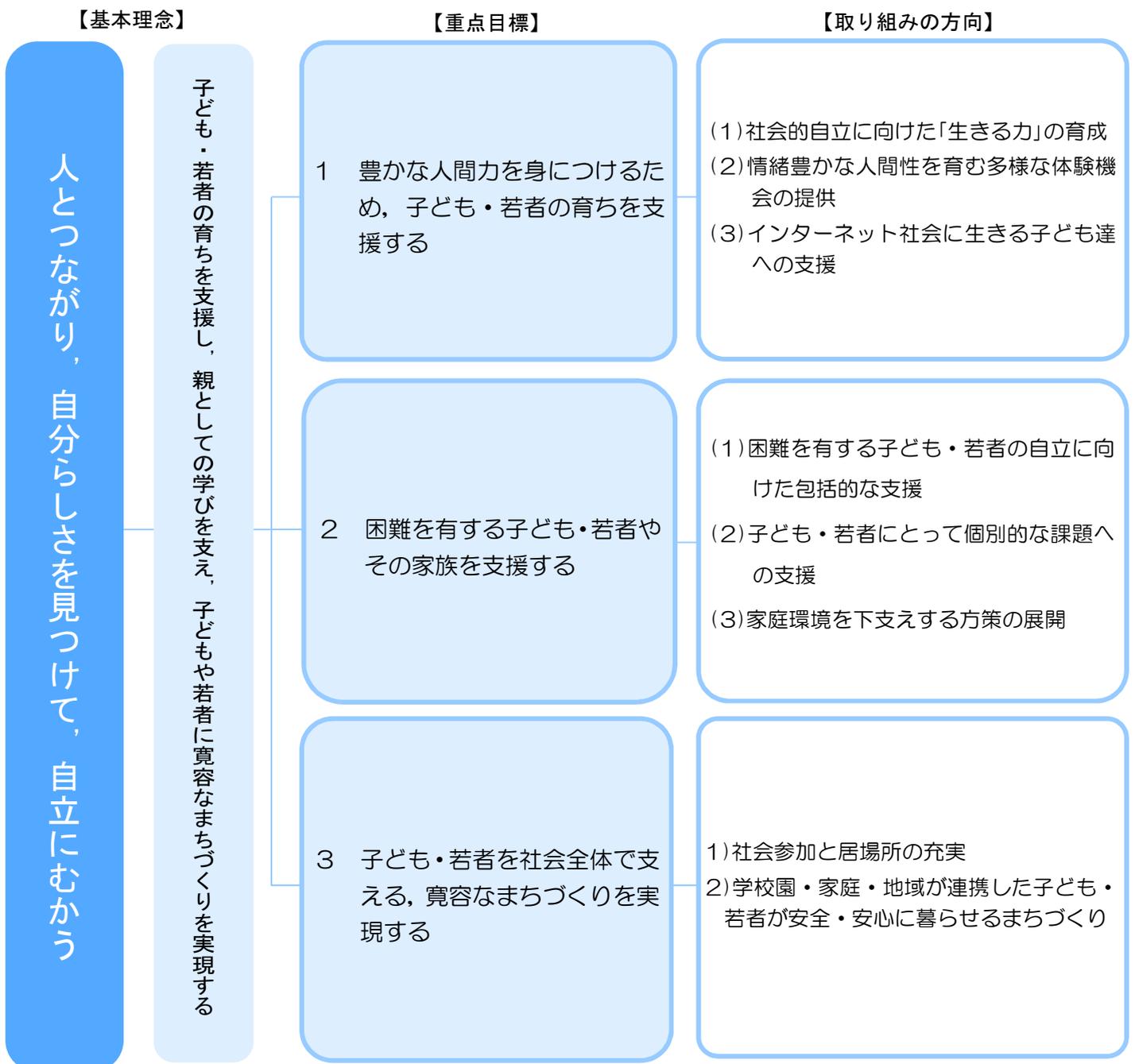


資料：総務省「労働力調査」

近年では、増加する外国人児童・生徒への支援、性同一性障害など性的マイノリティへの配慮、さらには児童虐待への対応など、多様化する個々の状況を踏まえた対策が求められています。

一方で子ども・若者がそれぞれの個性をもちながら年齢に応じた経験を重ね、親子関係をはじめとした人間関係を築き、社会に参加し、自立していくという過程には普遍的な重要性があります。したがって、不登校やひきこもり、ニートといった状態に陥り、年齢に応じた経験を積む機会を失ったり、状態の長期化により社会から孤立してしまった子ども・若者の社会参加を促すための支援は、引き続き丁寧に取り組まなければなりません。

第1期計画で掲げた、育ち直しを支える丁寧なケアと家庭的・社会的な支援を行うことを引継ぎ、子ども若者が「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」を基本理念とします。



重点目標1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する

子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす
る心や思いやりの心を養えるようにするとともに、体験学習、社会参画等を通じて豊かな人間性と社会
性を持った大人へと成長するように支援します。

また、インターネット社会が深化して、若年層への圧倒的な普及しています。情報モラル教育を充実
し、ネット社会の中で、正しく対応でき、将来を生き抜く力を育みます。

【取り組みの方向と施策】**【主な事業より抜粋】****(1) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成**

- ① 健康な身体の育成と基本的な生活習慣形成のための支援
- ② 「共生」の心を育み認識を深める教育
- ③ 考える力や創造性を伸ばす教育

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

- ① 個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供
- ② スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場（居場所）の確保

(3) インターネット社会に生きる子ども達への支援

- ① 情報モラル教育等の推進
- ② ネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援

- 人権擁護事業
- 消費者教育推進事業（新規）
- 文化に関する体験学習等の充実
- 青少年の文化活動の体験機会の提供
- 情報活用能力の育成
- 情報モラルの育成
- インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成

重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、
自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して
支援します。

いじめや不登校対策の充実を図るとともに、子ども・若者一人一人の障がいの状態や発達段階・特性
等に応じた指導の充実を図ります。

【取り組みの方向と施策】**【主な事業より抜粋】****(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援**

- ① 若者の就労支援の強化
- ② 子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化

(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援

- ① いじめ防止の推進
- ② 不登校・ニート・ひきこもり支援
- ③ 障がいのある子ども・若者への特別支援
- ④ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
- ⑤ 児童虐待防止対策の充実

(3) 家庭環境を下支えする方策の展開

- ① 経済的課題への支援
- ② ひとり親家庭等の自立促進
- ③ 親として、地域の大人としての学びの場の提供

- 進路管理事業（進路追跡調査）
- 若者相談センター「アサガオ」の周知
- 家庭児童相談
- 保護者や教員のための不登校セミナー
- 生活困窮者自立支援推進事業

重点目標3 子ども・若者を社会全体で支える，寛容なまちづくりを実現する

子ども・若者の成長をまち全体で支えていくため，学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに，相互に連携・協働し，子ども・若者の教育に取り組みます。

【取り組みの方向と施策】

(1) 社会参加と居場所の充実

- ① 社会参加の機会の拡大
- ② 気軽に集える居場所づくり

(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

- ① 有害環境対策
- ② 犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止
- ③ 地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実
- ④ 苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定

【主な事業より抜粋】

- 世代を越えて集える居場所
- 協働で課題を解決する取り組みの推進
- 子育て世代包括支援センター

第5章

計画の推進に向けて

(1) 推進体制について

本計画は，教育，福祉，保健，医療，労働，まちづくりなど，幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため，行政では，「芦屋市子ども・若者計画推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い，全庁的な取り組みの充実を図ります。

また，計画を総合的かつ効果的に推進するため，「芦屋市青少年問題協議会」による，行政との情報交換及び情報共有を行うとともに，市及び教育委員会，関係機関への提言を行う仕組みづくりを構築し，市民への啓発を含めて計画の推進体制を強化します。

(2) 推進体制について

計画の適切な進行管理を行うために，重点事業について「芦屋市青少年問題協議会」を中心に，その成果の評価・検証を行い，より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。なお，目標達成の令和6年度に向けて「実施」「充実」「継続」の指標を設定して評価・検証を行います。

意見の募集について

本市では、「芦屋市子ども・若者計画」の策定作業を進めています。
このたび計画（原案）がまとまりましたので市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

令和元年 12 月 16 日（月）～ 令和 2 年 1 月 24 日（金）

※ 下記の日時で市民説明会を開催します。

12 月 16 日（月）19 時～20 時 市役所東館 3 階中会議室

12 月 18 日（水）14 時～15 時 保健福祉センター 3 階会議室 1

応募方法

ご意見を文書（様式自由）にし、名称（計画）・住所・氏名（団体等は名称・代表者氏名）・電話番号（FAX）を明記し、青少年愛護センター窓口へ持参（平日・執務時間内）または郵送・FAX・Eメールのいずれかで、下記へ提出してください。

※Eメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイル（Word・テキストファイル・PDF）で提出してください。

※電話・窓口での口頭による意見は受け付けていません。

意見の公表

頂いたご意見は、市ホームページ等で公表（氏名等は非公開）予定です。

※個別の回答は行いません。

提出先

芦屋市教育委員会社会教育部青少年愛護センター

郵送・FAX・Eメール

〒659-8501 住所不要

FAX：31-8231

メールアドレス：info@city.ashiya.lg.jp

計画書は、市ホームページでもご覧いただけます。

芦屋市子ども・若者計画

検索

